

# 「鹿児島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」の見直しについて

令和7年4月に国が「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を見直し、公表したことを受け、現行の「鹿児島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」について、次のとおり見直すこととする。

## 1 基本的な考え方

畜産経営の大規模化が進み、一部地域への偏在が顕著となった結果、生産した堆肥の有効活用が課題となっている。

このような中、今後、本県畜産の更なる健全な発展を図るため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を定め、県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となって、本計画に掲げる取組を計画的に推進する。

## 2 見直しのポイント

国が示した基本方針に即して、地球温暖化対策と災害の予防等の推進を新たに追加し、国内肥料資源としての有効活用、家畜排せつ物のエネルギー利用、処理高度化処理施設整備に関する目標等を見直す。

### 現行計画

- 1 家畜排せつ物の処理・利用の現状及び課題
- 2 家畜排せつ物の処理・利用に関する取組の方向
  - (1) 家畜排せつ物の処理・利用に関する取組の基本的な考え方
    - ① 家畜排せつ物の処理
    - ② 家畜排せつ物の利用
    - ③ 家畜排せつ物のエネルギー利用
    - ④ 畜産環境問題への対応
    - ⑤ 家畜排せつ物の処理・利用の目標
  - (2) 高度化処理施設整備に関する目標
- 3 家畜排せつ物の処理・利用技術の向上に向けた取組の方向
  - (1) 基本的な処理・利用技術の普及
  - (2) 畜産環境に関する法令等の情報提供
  - (3) 新たな処理高度化技術やエネルギー利用の導入
- 4 その他家畜排せつ物の処理・利用に関する重要事項
  - (1) 家畜防疫の観点からの適正な堆肥化の推進
  - (2) 消費者等への理解醸成

### 見直し（案）

- 1 家畜排せつ物の処理・利用の現状及び課題
- 2 家畜排せつ物の処理・利用に関する取組の方向
  - (1) 家畜排せつ物の処理・利用に関する取組の基本的な考え方
    - ① 家畜排せつ物の処理
    - ② 国内肥料資源としての有効利用
    - ③ 家畜排せつ物のエネルギー利用
    - ④ 畜産環境問題への対応
    - ⑤ 地球温暖化対策（新設）
    - ⑥ 家畜排せつ物の処理・利用の目標
  - (2) 高度化処理施設整備に関する目標
- 3 家畜排せつ物の処理・利用技術の向上に向けた取組の方向
  - (1) 基本的な処理・利用技術の普及
  - (2) 畜産環境に関する法令等の情報提供
  - (3) 新たな処理高度化技術やエネルギー利用の導入
- 4 その他家畜排せつ物の処理・利用に関する重要事項
  - (1) 家畜防疫の観点からの適正な堆肥化の推進
  - (2) 消費者等への理解醸成
  - (3) 災害の予防等の推進（新設）

（家畜排せつ物排出量の予測と利用量の目標）

	(R5)		(R12)
○総排出量	5,895千t	→	5,881千t
○農業利用率	79.2%	→	80.0%

## 3 策定期期

令和8年5月末（予定）